

医師の働き方改革への取組について

1 医師の働き方改革とは

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 141 条の規定により、医師に対する時間外・休日労働の上限規制が令和 6 年 4 月から適用される。これに伴い、医療機関として良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するため、医師の労働時間の短縮や健康確保のための制度の創設等の取組の措置を講ずることが求められる。

2 当院の方針

当院も患者に対する診療に従事する勤務医の時間外労働の原則的な上限水準（以下、A水準）での診療体制とすることが望ましいものの、地域での医療体制を確保する（二次救急医療機関、地域医療支援病院等）ためには全ての診療科で実現することは出来ず、経過措置としての暫定的な特例水準（以下、B水準）の適用を受けるための取組を進めている。

内容	A水準	B水準
時間外労働の上限	年間 960 時間	年間 1860 時間
追加的健康措置の確保	努力義務	義務

3 当院の主な取組

B水準の適用を受けるためには、医師労働時間短縮計画案の策定の前準備としての当直時間（労働時間）の宿日直許可申請や追加的健康措置の体制の整備を行い、勤務環境評価センターによる評価受審後、都道府県にB水準の指定申請を行う必要がある。現在は渡部副院長をリーダーとした医師の働き方改革ワーキンググループを中心に勤務環境評価センターに評価受審に向けた取組を進めている。

(1) 宿日直許可申請状況

No.	診療科	申請、取組状況
1	産婦人科	全ての時間（当直：17：15～8：30 日直：8：30～17：15）取得
2	外科	22：00～8：30 について取得済み、日直は未取得
3	小児科	全ての時間取得
4	内科	申請時期について検討

(2) 労働時間短縮計画案の策定

(1) 宿日直許可申請結果を踏まえ、最終的に策定予定。タスク・シフト/シェアについては各部門に照会を行い、現状及び今後の取組について記載している。

(3) 追加的健康措置の体制を整備するための取組

勤務間インターバルと代償休息に関するルールについては就業規程にて策定済み。長時間労働医師への面接指導体制については今後策定する予定。

4 今後のスケジュール

年 月	R5									R6
	5	6	7	8	9	10	11	12	1~3	4
宿日直許可申請手続き	→									
労働時間短縮計画案の策定		→								
評価センターの受審			-----→							
県への指定申請							-----→			

5 その他

(1) 勤怠管理システムの検討

現在のICカードを用いた出退勤時間のみの勤怠管理から、滞在場所と滞在時間が分かる勤怠管理システム（ビーコン）の導入について検討を進めている。

(2) 特別支援医療機関として選出

令和5年5月15日に神奈川県医療勤務環境改善支援センターから特別支援医療機関（県内3医療機関）に選出された旨の連絡があり、今後社会労務士の支援を受ける予定。